

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(地域の概要)

富士山の南麓に位置する本市は、県内第3位の人口規模であり、県内有数のものづくりのまちである。北に日本一高い富士山を仰ぎ、南に日本一深い駿河湾を望み、西に日本三大急流の富士川が流れ、東に貴重な植物が分布する浮島ヶ原が広がり、その市域は、東西に23.2km、南北に27.1kmであり、全長10kmの海岸線から市域の北端までの標高差は約3,680mに及び、海岸線から富士山までを市域に含む唯一の都市である。

また、本市は、東海道新幹線新富士駅や東名高速道路及び新東名高速道路の各インターチェンジを有し、東京まで新幹線で約70分、高速道路で約90分であるなど、首都圏等にも容易にアクセスできる交通の利便性に優れた広域交通の要衝となっている。

令和4年4月1日現在の富士市の総人口は250,030人で、平成22年から減少に転じている。

(富士市の地場産業（パルプ・紙産業）の近況)

昭和48年、54年の2度にわたるオイルショック、昭和54年の木材チップの高騰等、供給面における制約や、国内経済の成長率の鈍化、樹脂等他素材による代替等、需要面における制約があったものの、紙需要は拡大基調で推移した。

しかし、いわゆるバブル経済の崩壊後の景気後退、人口減少やOA化の進展による紙需要の減少、生産拠点の海外移転などによって、平成30年の富士市における紙・パルプの製造品出荷額等は4,734億7,728万円とピーク時の平成3年(6,035億1,444万円。旧富士川町を含まない。)から大幅に減少している。

日本の製紙業は、世界トップクラスの高度な古紙再生技術やばい煙、水質汚濁対応などの高い環境技術を持つ一方で、高い製造コストや生産設備の老朽化などの課題を抱えていると言われている。また、典型的な内需型産業であった製紙業であるが、国内市場の縮小を見越した海外市場の開拓のために、新たに海外に生産拠点を設ける企業が増えつつある。富士市においても、大手のみならず中堅製紙メーカーの海外展開の動きが注目されている。

(本市の産業構造及び分析)

富士市の事業者のうち中小企業者の占める割合は、9割以上である。

富士市の事業所数は、平成18年12,995件、平成24年12,212件、平成28年

11,778件と漸減傾向で推移しており、10年間で1,217件減となっている。

また、富士市の従業者数は、平成18年120,103人、平成24年122,328人、平成28年119,139人と増減を繰り返している。

産業分類別事業所数及び従業者数については次表のとおり。

(単位 事業所数：事業所、従業者数：人、比較：%)

		平成18年	平成24年	平成28年	平成18年 との比較	平成24年 との比較
事業所数 (民営)	総数	12,995	12,212	11,778	△ 9.37	△ 3.55
	農業，林業	11	19	25	127.27	31.58
	漁業	—	—	—	—	—
	鉱業，砕石業，砂利採取業	3	1	—	皆減	皆減
	建設業	1,380	1,345	1,201	△ 12.97	△ 10.71
	製造業	1,711	1,533	1,446	△ 15.49	△ 5.68
	電気・ガス・熱供給・水道業	21	11	12	△ 42.86	9.09
	情報通信業	69	77	67	△ 2.90	△ 12.99
	運輸業，郵便業	421	447	427	1.43	△ 4.47
	卸売業，小売業	3,338	2,964	2,821	△ 15.49	△ 4.82
	金融業，保険業	204	201	184	△ 13.21	△ 8.46
	不動産業，物品賃貸業	768	862	826	3.38	△ 4.18
	学術研究，専門・技術サービス業	451	483	468	0.86	△ 3.11
	宿泊業，飲食サービス業	1,540	1,395	1,359	△ 14.42	△ 2.58
	生活関連サービス業，娯楽業	1,017	1,000	988	△ 8.09	△ 1.20
	教育，学習支援業	489	400	406	△ 23.83	1.50
	医療，福祉	601	659	813	27.83	23.37
複合サービス事業	61	47	52	△ 21.21	10.64	
サービス業(他に分類されないもの)	636	768	683	2.25	△ 11.07	
従業者数(民営)		120,103	122,328	119,139	△ 0.80	△ 2.61

(出典：総務省「経済センサス - 活動調査 (e-Stat)」)

※1：平成18年の数値は、合併前の富士市・富士川町の数値の合算

※2：日本標準産業分類の大分類は平成19年11月に改定しているため、平成18年の数値はそれに基づく e-Stat 掲載の特別集計を記載

前述のとおり、富士市の事業所数は減少傾向にあり、平成18年から平成28年にかけて約1,200減少しているが、その要因として、製造業、卸売・小売業の大幅な減少が挙げられる。その一方、医療、福祉分野の事業所数は増加した。

また、企業数が大幅に減少する中で、全体の従業者数は微減となった。

この結果、1事業所当たりの従業者数は増加している。

このような状況の中、本市に事業所を有するあらゆる事業者が今後も持続的な発展を続け、その雇用を維持し、もって地域経済の好循環を促すためには、労働者がどれだけ効率的に成果を生み出したかを定量的に数値化した「労働生産性」を向上させることが重要である。

(労働生産性の向上に関する考え方)

労働生産性の向上について、平成29年度中小企業白書によると「労働生産性の変化は、付加価値額の増減と従業員数の増減の2つの要因に分解できる。ここで、労働生産性の上昇幅について、付加価値額が増加したことによる要因と従業者数が減少したことによる要因の2つに分解すると、大企業では製造業、非製造業共に付加価値額が大きく増加しているのに対し、中小企業では付加価値額は製造業で減少、非製造業でも大企業ほど増加していない。他方で、従業者要因を見ると、(特に中小企業の)製造業では従業者数の減少によって労働生産性が押し上げられている。(また、中小企業の非製造業においても、従業者数の減少が労働生産性の向上の原因として高い割合を占める。)」(括弧追記)。

この点、従業者数の減少による労働生産性の向上には自ずと限界があることから、中小企業について、従業者数の減少による労働生産性の向上ではなく、設備の更新等に基因する付加価値額を上昇させることによる労働生産性の向上を推進することが重要である。

(労働生産性向上のための取組)

このような中、付加価値額の上昇による労働生産性の向上を図るため、本市においては、富士市中小企業振興基本条例(平成19年富士市条例第8号)の全部改正により、富士市中小企業及び小規模企業振興基本条例(平成30年富士市条例第26号)を平成30年4月1日に施行し、市が中小企業等の振興に関する施策を講ずるに当たり、小規模企業者に配慮し、その事業の持続的発展を図るために必要な措置を講ずることとした。

また、平成20年8月に地域産業の公的支援機関として富士市産業支援センター(f-Biz)を開設し、商工業、サービス業、農林水産業などあらゆる分野の産業に対し、ワンストップで専門的な見地から支援を実施してきた。令和3年9月からは、事業内容をリニューアルし、富士市地域産業支援センターを設置し、経営、創業に関するあらゆる相談について伴走型の支援を実施するとともに、本市の「デジタル変革宣言」に係るIT・DX支援やテレワーク推進等の取組に対する支援の強化に加え、事業者間のマッチング等を促進するための開拓・展開型の支援について、積極的に取り組んでいる。

さらに、次世代の新素材として活用が期待されるセルロースナノファイバー関連産業の推進や、各種の助成制度により、中小企業の支援を行っている。

これらに加えて、富士市税条例（昭和 61 年富士市条例第 32 号）を改正し、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 52 条第 1 項又は第 53 条第 1 項に基づき認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得をした同法第 2 条第 14 項に規定する先端設備等に対して課する固定資産税の課税標準を零とすることにより、生産性の高い設備の導入を促し、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図るものとする。

（2）目標

各種施策及び本計画の周知を図り、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項に基づく先端設備等導入計画を 110 件認定することを目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

各種施策及び本計画の着実な遂行により、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項に基づく先端設備等導入計画として富士市長の認定を受けた事業者が同計画に基づき先端設備等を導入し、当該事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 %以上向上し、もって本市域内の労働生産性を高めることを目標とする。

※参考：富士市内企業等の 2016 年労働生産性：5,167 千円／人

（出典：内閣府地方創生推進室ビッグデータチーム・経済産業省地域経済産業調査室「RESAS - 地域経済分析システム」）

2 先端設備等の種類

「1 先端設備等の導入の促進の目標」において述べたとおり、本市域内の労働生産性を高めることを目標とすることから、あらゆる分野において、先端設備等の種類を限定することなくその導入を推進する必要がある。

よって、本計画において対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に規定する先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電関連設備は、地域の直接的な雇用に繋がらないため、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

「2 先端設備等の種類」において述べたとおり、本市域内の労働生産性を高めるため、あらゆる分野において広く先端設備等の導入を推進する必要がある。

よって、本計画において対象となる区域については、特段の制限をせず、本市の全域を対象とするものとする。

(2) 対象業種・事業

「2 先端設備等の種類」において述べたとおり、本市域内の労働生産性を高めるため、あらゆる分野において広く先端設備等の導入を推進する必要がある。

よって、本計画において対象となる業種、事業等については、特段の制限をせず、それらの全てを対象とするものとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意の日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

「1 先端設備等の導入の促進の目標」にて述べたとおり、従業者数の減少による労働生産性の向上ではなく、設備の更新等に基因する付加価値額を上昇させることによる労働生産性の向上を推進することが重要であることから、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また、次に掲げる者の取組及び当該者との関係が認められるものによる取組、専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する取組及び当該取組を営む者による取組並びに各種法令等に違反し、又は市の行政指導に従わずに実施するものと認められる取組については、市の負担をもって先端設備等の導入を推進することが社会通念上不適切であると判断されることから、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者
- ・ 暴力団（富士市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に参加していると認められる者
- ・ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる者
- ・ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している

と認められる者

- 役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者